

つくば市監査公表第6号

令和7年度第1回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年10月31日

つくば市監査委員 平 島 泰 裕

つくば市監査委員 沖 田 浩

つくば市監査委員 五 頭 泰 誠

令和7年度第1回財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 平島 泰裕
つくば市監査委員 沖田 浩
つくば市監査委員 五頭 泰誠

第2 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年つくば市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第3 監査の種類

地方自治法第199条（昭和22年法律第67号）第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第4 監査の対象

公 の 施 設 つくば市市民研修センター
所 管 課 教育局生涯学習推進課
指定管理者 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

第5 監査の範囲

令和6年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

第6 監査の着眼点

1 所管課

(1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示しているか。

2 指定管理者

- (1) 施設は、関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (4) 利用促進のための努力は行われているか。
- (5) 収支会計経理は適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳票の整備、記帳等は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第7 監査の主な実施内容

- 1 事前に所管課及び指定管理者に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿・書類等の試査・照合等並びに所管課及び指定管理者の職員から聴取するなどの方法により事務局職員による予備調査を行った。
- 2 監査委員による本監査においては、所管課及び指定管理者の職員による事務事業の説明を受けた後、事務局職員による予備調査の結果等に基づき質疑応

答を行った。

第8 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

つくば市役所本庁舎会議室302及びつくば市市民研修センター研修室

2 日程

令和7年（2025年）4月21日から令和7年（2025年）10月30日まで

（予備調査及び監査結果の報告を含む。）

第9 指定管理者の概要

1 指定管理施設	つくば市市民研修センター
2 指定管理者	社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
3 議会の議決	令和4年（2022年）12月27日
4 指定管理者の指定	令和5年（2023年）1月13日（告示日）
5 基本協定の締結	令和5年（2023年）3月23日（締結日）
6 指定管理期間	令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで（5年間）
7 指定管理料	28,896,000円（令和5年度年度協定額） 28,896,000円（令和6年度年度協定額） 28,896,000円（令和7年度年度協定額） 28,896,000円（令和8年度年度上限額） 28,896,000円（令和9年度年度上限額）

第10 管理業務の範囲

- 1 施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務
- 2 生涯学習に係る事業に関する業務
- 3 施設使用に関する業務

第11 監査の結果

上記第2から第8のとおり監査した結果、おおむね監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って行われていることが認められた。

ただし、一部において次のとおり指摘事項^{※1}及び注意事項^{※2}が見受けられた。これらについては、速やかに必要な措置を講じるなど、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

また、軽微な事項については、本監査又は予備調査において、口頭による指導を行っているので、記載は省略した。

※1 指摘事項：法令等に違反していると認められるもの、事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの等

※2 注意事項：指摘事項に該当するもののうち、軽易と認められるもの等

【指摘事項】

(所管課)

つくば市市民研修センターの使用について、つくば市市民研修センター条例(平成12年つくば市条例第41号)では、指定管理者が研修室や浴室(以下「施設等」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を免除できるのは、市、学校等及び市内に居住する60歳以上の者等で構成する団体の使用に限られており、個人での使用については免除規定がない。

しかし、市内に居住する60歳以上の者や学生等が個人で浴室を使用する際は、同条例第7条第2項の規定による利用料金承認申請及び教育委員会による承認を経て、1人1回につき0円としており、料金を徴収していなかった。

このことについては、平成27年度に実施した財政援助団体等監査結果の「意見・要望」において、「利用料金の免除については、つくば市市民研修センター条例では、つくば市や学校等が利用する場合を除いては、個人での利用を免除の対象と

していないが、現状では、特に浴室の利用等において条件によっては個人についても免除の対象としている。今後も個人での利用が多く見込まれる浴室の利用については、個人での利用を前提とした上で、市内・市外・年齢・障害者や学生等の区分及びその料金体系を、立地等の独自性も考慮しつつ、さらに料金収入の増加も同時に達成し得る形で見直すよう検討されたい。」と記載したところである。

さらに、施設等の使用許可手続については、つくば市市民研修センター条例施行規則（平成12年つくば市教育委員会規則第8号）において、使用予定日の5日前までに使用許可申請書及び使用者名簿を教育委員会に提出し、その許可を受けるよう定められているが、浴室の使用については、前記手続によることなく、使用時に受付用紙に氏名等を記入するという方法により行っていた。

以上のことから、個人使用に関する料金及び手続の実態が、同条例及び同規則に即していないため、施設等の使用実態を踏まえて、同条例及び同規則を見直し、使用者に対する透明性の高い施設運営を確保されたい。

(所管課及び指定管理者)

つくば市市民研修センターの管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第33条において、指定管理者に加入が義務付けられている保険は、施設賠償責任保険、個人情報漏えい賠償責任保険、施設利用者傷害保険だが、そのうち、施設の構造上の欠陥、管理不備、又は業務遂行中の不注意により、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、その損害を補償する施設賠償責任保険について、未加入であった。

指定管理者においては、今後は、協定書に定めた事項を遵守し、不測の事態に備えることで、安定的な施設運営を確保されたい。

また、所管課においては、施設の最終的な管理責任は市にあることを十分に認識し、今後は、協定書に定めた事項が適切に履行されているかの確認を強化されたい。

【注意事項】

(所管課及び指定管理者)

市は、指定管理者に対して、施設の維持管理に必要な備品を貸与しているが、協定書に添付されていた貸与備品の一覧表と指定管理者の保管していた備品一覧表において、備品の内容や取得価格の相違が散見された。

これは、協定書第19条第2項及び第3項において、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとし、経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、市との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとすると定められているにもかかわらず、これまでの間、貸与備品の点検や市との協議が行われていなかったことが原因である。

当該貸与備品は、つくば市物品規則（平成9年つくば市規則第72号）に基づき適正に管理、使用する必要があることから、早急に貸与備品の点検を実施するとともに、必要に応じて廃棄、追加等を行い、今後は貸与備品を適正に管理されたい。

(指定管理者)

施設に勤務する正職員について、休日に勤務していたにもかかわらず、休日勤務手当が支給されていなかった。

また、臨時職員について、付与された年次休暇日数が不足していた。

人件費は、指定管理料の経費に含まれていることからも、今後は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会職員給与規程及び社会福祉法人つくば市社会福祉協議会臨時職員就業規程に基づき、適切な人事管理をされたい。